

# 建設機械等レンタル約款

本レンタル約款は、賃借人（または賃借人の連帯保証人）を甲、賃貸人である株式会社技研製作所を乙、甲および乙の仲介人を丙として、甲または丙と乙との間の建設機械等（以下「物件」という）のレンタル契約（以下、「本レンタル契約」という。）に適用する。

## 第1条 本レンタル約款の用の範囲と丙の義務

- 本レンタル契約には、甲と乙の間で直接締結される場合および丙を甲と乙の仲介とする場合がある。
- 甲と乙の間の本レンタル契約は、本レンタル約款の全ての条項を内容として、甲と乙との間において成立する。
  - 丙が甲を乙に仲介し、その結果、丙と乙の間で成立する本レンタル契約（以下、「本仲介契約」という。）において、丙は、本レンタル約款第4条が規定するレンタル料金および第10条損害補償について、甲と連帯して乙に支払う責任を負う。
  - 丙が甲との間で合意あるいは締結する契約その他一切の合意について、乙は一切の責任を負わない。

## 第2条 レンタル契約の成立

甲が乙の指定するレンタル申込書にて乙に物件のレンタルを申し込み、乙が書面により甲に受諾の意思を通知した時点で、甲乙間で本レンタル約款を内容とするレンタル契約が成立する。

## 第3条 レンタル期間

レンタル期間は、原則として物件を乙の指定場所から出荷した日より、乙の指定場所へ返還した日迄とする。

## 第4条 レンタル料金

レンタル料金は、原則としてレンタル期間（日曜日を除く。）に対して課金する。  
ただし、「圧入機（以下「製品」という）のレンタルで、レンタル期間が暦日数5日間以上の場合」、または「製品以外の物件のレンタルで、乙の指定場所を基点とする場合」のいずれかに該当する場合は、それぞれ下記のとおりレンタル料金を課金する。

製品のレンタルで、レンタル期間が暦日数5日間以上の場合

【製品】	計算開始	計算終了
土曜日または祝祭日の前日出荷	月曜日または祝祭日の翌日	—
月曜日または祝祭日の翌日返還	—	土曜日または祝祭日の前日迄

製品以外の物件のレンタルで、乙の指定場所を基点とする場合

【製品以外】		計算開始	計算終了
東京工場・有明工場 出荷	北海道地区	翌々日	前々日
	九州地区 (沖縄県除く)		
	中国地区 (広島県、岡山県は除く ただし離島は含む)		

【製品以外】		計算開始	計算終了
東京工場・有明工場 出荷	四国地区	翌々日	前々日
	沖縄県	翌翌々日	前前々日
	上記以外の地区	翌日	前日
関西工場 出荷	北海道地区	翌々日	前々日
	東北地区		
	九州地区 (福岡県、佐賀県除く)		
	上記以外の地区	翌日	前日

製品以外について、上記特例は発送手配の場合に限る。また発送手配以外の場合で午前10時以降出荷の場合は翌日より、午前10時迄に返還の場合は前日までの計算とする。

- 2 レンタル料金は別途乙の定めた期間別料金規定によるものとし、乙は甲より申込みがあったときに見積もりの通知をおこない、甲は乙書式によるレンタル申込書を乙へ提出することにより、乙の通知した見積内容に承諾したものとする。
- 3 甲が、レンタル期間の短縮、または延長を申し出て、乙がそれを認めたときは、この期間およびレンタル料金について別途協議する。
- 4 乙は、物件の出荷後1ヶ月毎に請求書を発行し、甲は請求月の翌月末日までに現金にて支払う。ただし、甲乙間で別途取引条件に関する取決めがある場合はこの限りでない。
- 5 甲がレンタル契約による金銭債務の履行を遅延した場合は、甲は乙に対して、支払期日の翌日より完済の日まで年率14.6%の遅延損害金を支払うものとする。

## 第5条 保証金

甲は申込みと同時に、乙の要求があれば、その申し出る額の保証金を、現金またはそれに代わるもので乙に支払う。この保証金は規定諸条項の遵守・履行の担保とし、当該申込みにかかるレンタル期間終了時に清算する。ただし、この保証金に利息はつけない。

## 第6条 物件の引渡し

乙の物件引渡しは、原則として乙の指定場所で、乙の営業時間内（祝祭日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時30分）に、甲の指定する工事現場責任者・代理人、あるいは運送受託人に対して行う。

- 2 甲は、物件の引渡しを受けると同時に、物件の受領確認を行い、乙が発行する納品書（チェックリスト含む）に捺印の上、乙に返却する。
- 3 物件の搬出入・運送・積み下ろしなどにもなう費用および事故等の危険については、乙の手配による場合を含め甲の負担とする。
- 4 組立・据付・あるいは解体作業をともし物件の引渡しについては、その都度申込み時にレンタル期間の開始日および返還条件などを定める。

- 5 甲が物件引渡し予定日の3営業日前までに一定の予告をせず、実際に引き取らないときは、乙はレンタル契約を解除できる。乙は物件の搬出準備にかかる損害を甲に請求し甲は乙に支払う。また、契約を解除しない場合においても、乙は引き取り遅延損害金を甲に請求し甲は乙に支払う。

## 第7条 物件の検収

- 甲は、物件受領後、ただちに乙の発行する出荷案内状、あるいは納品書（チェックリスト含む）ならびに法令に定められた諸資料記載の内容に基づき物件の規格・仕様・性能・機能・数量などについて検収をし、物件に瑕疵がないことを確認する。
- 2 物件の不適合・不完全・不足・その他瑕疵などを発見した場合には、すみやかに乙に連絡する。乙が、甲の連絡を受けたときは、その責任においてすみやかに当該物件を修理するか、または代替の物件に入替える。

## 第8条 物件の保守管理および使用

- 甲は、善良なる管理者の注意をもって物件を保管し、関連法令を守り、物件の本来の用法・能力に従って使用し、常時正常の状態に維持管理する。その為の費用は特約のない限り甲が負担する。
- 2 乙は貸出前出庫時点検、年次点検、定期点検のほか法令に定められた点検整備を行う。
  - 3 日常点検などについては乙の発行する点検表に基づき、甲の責任と負担でこれを行い、記録を保存し、当該物件の返還時にあわせて乙に提出する。
  - 4 甲は物件に不具合等を発見した場合はすみやかに乙または乙の指定する者に報告し、指示に従い保全する。
  - 5 甲の責に帰することができない理由により物件の故障・破損などが発生した場合は、乙の責任と負担で当該物件を修理するか、または代替の物件に入替える。
  - 6 一定期間以上の長期レンタルで、レンタル期間中一時的に物件を使用しない期間が発生する場合、甲の申し出により乙の負担にて乙または乙の指定した者が物件を保管することがある。
  - 7 甲は物件の操作について法令による有資格者および次の有資格者がおこない、乙の発行する取扱説明書に従うとともに現場での規定および安全対策を遵守する。
    - ・全国圧入協会が実施する圧入施工技能審査に合格し一級圧入施工技士または二級圧入施工技士の資格を有する者。
    - ・全国圧入協会が法令に基づき実施した杭圧入引抜機の特別教育を受講し修了した者。

## 第9条 物件の検査

乙は、物件の使用場所において、当該物件の使用ならびに保管の状況を検査および是正することができる。

## 第10条 損害補償

- レンタル期間中の物件の損傷・毀損は甲の負担とする。ただし、甲の使用方法・取扱いの不備、保管方法、また使用場所を含め、使用環境において物件の毀損が通常予測できる範囲を超えない場合で、甲が物件の管理に不注意がないときには、甲乙間の協議により、乙の負担とすることがある。
- 2 物件が、天災地変、その他甲乙いずれの責にも帰する事ができない事由によって滅失、あるいは毀損した場合の損害の負担については、甲乙が協議して定める。ただし物件の滅失、あるいは毀損が通常予測できる範囲にあるにもかかわらず十分な保全対処を施していない場合による物件の滅失、あるいは毀損した場合の損害の負担については、甲が負担する。

- 3 甲の過失により物件が盗難にあった場合や滅失した場合（水害による損壊、滅失を含む）、甲は、物件と同じ同等品を乙に返却するか、または時価相当額を乙に支払う。
- 4 物件の故障等による工事の遅れまたは手待ちによる損害、河川等環境保全に対する損害、第三者の資産の損害について、乙は責任を負担しない。
- 5 甲が物件の保管・使用に起因して（ただし、乙の整備不良など乙の責に帰すべき事由に起因する場合を除く）第三者に対し人的・物的な損害が発生した場合は、甲の責任においてすみやかに損害の程度に相当する額を当該第三者に賠償金として支払う。
- 6 物件の毀損等について甲の負担する範囲
  - ①備品の紛失、損傷
  - ②外傷について、塗装が剥がれた程度以外（パテ埋め、肉盛り、部品交換）。
  - ③マスト前後およびメインシリンダーロッドに外傷がありパッキンおよびロッド交換を要する場合。
  - ④20m ホース、二次ケーブル、チャック開閉油圧ホースに外傷又は潰れがあり交換を要する場合。
  - ⑤20m ホース、チャック開閉油圧ホース破損等により作動油を補充する場合。
  - ⑥自走補助バーおよびPロックの曲がり、破損による交換。
  - ⑦極端な汚れによる洗浄が発生する場合。
  - ⑧送信機ダストカバーの汚れ、紛失による交換。
  - ⑨溶接ケーブルの損傷およびホルダーの破損。
  - ⑩反力架台吊りワイヤーおよび補助吊りワイヤー損傷および紛失。
  - ⑪その他消耗品を除く損傷および交換。

## 第11条 禁止事項

甲は乙の書面による承諾を得なければ次の各号に定める行為をすることはできない。

- ①物件に、新たに装置・部品・付属品などを付着させること、また既に付着しているものを取り外すこと。
- ②物件の改造、あるいは性能・機能の変更をすること。
- ③物件を、本来の用途以外に使用すること。
- ④レンタル申込みに基づく賃借権を、他に譲渡し、または物件を第三者に転貸すること。
- ⑤物件について、質権・抵当権・譲渡担保権・その他一切の権利を設定すること。
- ⑥物件に表示された所有者の表示や標識を、乙の承諾なしに抹消したり、取り外すこと。
- ⑦物件の全部、または一部を構成するソフトウェア製品に関し、第三者への譲渡、使用权設定、複製または改変等を行うこと。また、甲がレンタル期間中の機器に記録した一切のデータについては、消去の上返却するものとする。返却後のデータに関して乙はその責を負わない。

## 第12条 通知義務

甲、乙は次の各号のいずれかに該当した場合には、その旨を相手方にすみやかに連絡すると同時に、書面でも通知する。

- ①甲は、物件について盗難・滅失あるいは毀損などが生じたとき。
- ②住所を移転したとき。
- ③代表者を変更したとき。
- ④支払条件および支払方法を変更したとき。
- ⑤事業の内容に重要な変更があったとき。  
物件につき、他から強制執行、その他法律的・事実に侵害があったとき。

### 第13条 レンタル契約の変更

- 第2条に基づき、レンタル契約成立後、甲がレンタル開始日の変更を希望する場合には、甲は、原則としてレンタル開始日または発送予定日の3営業日前までにあらためて乙の指定するレンタル申込書にて、乙に物件のレンタルを申し込み、乙が書面により甲に受諾の意思を通知した時点で、レンタル契約の変更が成立するものとする。
- 2 乙は、原則としてレンタル開始日または発送予定日の2営業日前以降の変更申込によるレンタル開始日の変更を認めない。ただし、この変更に起因する損害・費用を甲が負担することにより、レンタル開始日の変更を行うことがある。
  - 3 甲は期間の延長を希望する場合には、当初返還予定日の3営業日前迄に乙に通知する。ただし乙の事情により受付できない場合がある。

### 第14条 物件の返還

- 甲は、レンタル申込書記載の返却日、または第15条により乙から物件返還の請求があった時はただちに物件を乙の定める場所へ返還する。乙は物件の検収後、甲に受領書を交付する。
- 2 返還に伴う運送費、その物件の返還に要する一切の費用は原則として甲の負担とする。
  - 3 物件の返還は、原則として甲乙双方立会のうえ、行うこととする。ただし、甲が立会うことができない場合は、乙の検収をもって有効とする。
  - 4 甲は、物件返還前に乙指定の事項に基づいて物件に毀損および備品の欠品がないことを確認し、物件返還時に乙に報告する。物件に不具合および欠品がある場合はそれが甲の使用法、取扱いの不備などにより毀損した場合に限り（期間経過相応の消耗を除く）第10条の定めに従い、その費用を支払う。
  - 5 甲は、事由の如何を問わず物件につき留置権ならびに同時履行抗弁権を行使しない。
  - 6 甲が乙に対して、物件の返還を遅延した時は、返還日まで、レンタル料相当の遅延損害金を支払うものとする。

### 第15条 レンタル取引解除

下記の場合、甲または乙はレンタル契約を解除することができる。この場合乙はただちに物件を引取るものとし、その引取に要する費用は責のある当事者が負担するとともに、乙の引取に対して甲は乙に協力しなければならない。

- ①相手方が、当該規定の条項のいずれかに違反したとき。
- ②甲が、レンタル料などの支払いを怠ったとき。
- ③甲が、物件について必要な保守・管理を行わなかったとき、あるいは法令その他で定められる使用方法に違反したとき。
- ④甲または乙が、営業上の休廃止・解散をし、あるいは差押・仮差押・強制執行・手形交換所の不渡処分・公租公課の滞納処分を受け、または破産・民事再生・会社整理・特別清算・会社更生の各手続開始申立てをしたとき。
- ⑤乙の、レンタル物件が盗難にあった場合、または物件が滅失・毀損し使用不能となった場合。
- ⑥市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係が判明したとき。

### 第16条 秘密の保持

甲はこの規定の履行にともない、乙の機械や経営について知り得た情報・知識・技術および乙の営業上の秘密の一切を、レンタル期間終了後といえども他に漏らしてはならない。また、甲の使用人などにこれらの秘密を漏らさないようにさせなければならない。

- 2 乙はこの規定の履行にともない、工事について知り得た情報・知識・工法・技術および甲の営業上の秘密の一切を、レンタル期間終了後といえども他に漏らしてはならない。また、乙の使用人などにこれらの秘密を漏らさないようにさせなければならない。

#### **第 17 条 連帯保証人**

乙が必要とする場合には連帯保証人をつけることができる。連帯保証人は甲と連帯して、当該規定またはレンタル申込み条件の義務の履行を保証する。

#### **第 18 条 補則**

当該規定に定めなき事項については、甲乙は誠意をもって協議し処理する。

- 2 当該規定および料金は予告なしに改訂することがある。

#### **第 19 条 管轄裁判所**

甲および乙は、本約款に関するすべての訴訟については、高知地方裁判所または高知簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

以 上

(ver5.0-2013/3)